令和８年（フ）第３１１号
函館市昭和４丁目37番１号　キャトルセゾンＤ棟　102
債務者　渡邊　香菜
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２６号
函館市東山２丁目15番20号
債務者　湯川　博子（旧姓水島）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３３７号
北海道北斗市七重浜４丁目24番37号
債務者　平野　敬子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３３８号
北海道寿都郡寿都町字大磯町90番地３
債務者　松本　弥生（旧姓幡野、三井、贄）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３４１号
函館市亀尾町24番地
債務者　松倉　京子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３４８号
函館市東川町18番１―501号
債務者　澤田　京子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３５６号
北海道北斗市東浜１丁目14番８号　サンビーチＪＯＹ６　103号
債務者　毛利　貴子（旧姓石岡）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３５９号
函館市中道２丁目32番２号　パナハイツ中道102号
債務者　石田　正幸
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２８３２号
大阪市中央区島之内２丁目10番23―405号
債務者　酒井　冬樹
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８３０号
大阪府守口市橋波西之町３丁目12番２号
債務者　梶原　　翔
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

令和７年（フ）第１２３５号
名古屋市東区山口町９番９号
破産者　株式会社ビルジャン
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２４９３号
愛知県清須市助七１丁目106番地
破産者　五輪電気工事株式会社
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第１０７３号
堺市西区鳳北町６丁330番地６、商業登記簿上の本店所在地堺市堺区中瓦町一丁４―26堺東ＰＳビル２Ｆ
破産者　株式会社ＭＡＫＩＴ
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２４０号
兵庫県明石市西新町２―１―10明石グレースアーケード
破産者　株式会社Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　Ｐａｒｔ（旧商号株式会社三協パーツ商会）
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第６１６号
岡山市南区市場一丁目１番地
破産者　有限会社岸商店
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第５７０号
広島市中区八丁堀11番10号
破産者　エルザホーム株式会社
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１４９２号
東京都調布市布田１丁目50番地１マートルコート調布Ⅲ1006
破産者　石巻めぐみ
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３７号
東京都八王子市緑町307番地８
破産者　石田　友裕
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部